



税経情報

法人会
会員募集中

令和6年(2024)

11月号 第158号

発行人 会長 中島美三郎

編集 広報委員長 伊藤健一

公益社団法人 越谷法人会

埼玉県越谷市南越谷1-2934-2

電話 (048)989-4488番

FAX (048)989-4489番



キャンベルタウン野鳥の森 (越谷市大字大吉272番地1)

1995年9月に、オーストラリアのキャンベルタウン市(Campbelltown)との姉妹都市提携10周年を記念して、オーストラリアの「自然」に親しみ理解することを願って開設された、総面積5,350平方メートルの施設です。

メインである約3,000平方メートルのバードケージの中では、オーストラリアのキャンベルタウン市から寄贈されたオウム類のキバタンやクルマサカオウム、オカメインコなどを展示しています。

その他、ワラビの仲間であるアカビワラビ、エミューのエリアもあります。

今年、2024年は、両市の提携40周年にあたることから、5月にはキャンベルタウン市使節団を越谷市にお迎えする等、様々な行事がおこなわれました。

もくじ

会員寄稿「私の健康管理と生き様」	2～3
越税務署だより	4～7
税理士会だより「災害と個人の税務」	8
事業活動報告	9～12
税制改正提言	13



自主点検チェックシートを活用しよう!

会員寄稿



株式会社オークマ
代表取締役
大熊 正行

「私の健康管理と 生き様」

越谷北支部の大熊と申します。

この度、とうとう会員寄稿への依頼を頂きました。近年は殆ど書き物をするなどということが無かったのを何をどう書いてよいものか思案に明け暮れておりましたが、締め切りも迫ってきましたのでとりとめもないことを書かせていただきます。

私は、越谷市内の南荻島で主に段ボールと梱包資材の製造・販売をしております。

というところでこの話はここまでにして、私の健康状態についてお話しさせていただきます。ここだけの話で

すが、お酒も煙草も成人する少し前からたしなみ始めておりまして、お酒は毎晩浴びるほど呑み、煙草は覚えたての頃は、一日5〜6本から始まりそのうち10本20本となり数年後には一日40本になり、その後も60本80本と増えていき、いつの日か最低80本、多い時には夜中まで飲酒した時には100本、朝方まで飲酒した時にはなんと120本にも及びました。

喫煙年数が35年間で、生涯累計総喫煙本数はなんと1000万本に達しました。

食事と入浴と睡眠以外の時間は、常に連続喫煙状態のスーパーチェンスマーカーでした。常人の二生分ならぬ「二生分」もの本数を吸ってしまったようです。

ゆえに越谷市には相当額のたばこ税をおさめさせていただきました。

ですがそれもあることがきっかけで、ピタッと禁煙をすることにしましたのが15年ほど前の事でした。既に多くの友人や知り合いの方が次々と禁煙・断煙しておりました。それまでの私は超過度な喫煙と夜

な夜な深酒をしておりまして、偶の胃腸薬か二日酔いのドリンクを飲むことはあっても薬という薬などには無縁でした。ところが身体の内外に異常や痛み衰えを感じ始めたのが、還暦を迎えるころでした。それまで、毎年の健康診断と数年に一度の胃カメラに大腸検査や人間ドッグも受信しておりま

したが、良性のポリープは有りましたが特にどこにも大きな異常もなく至って健康

に問題は無かった筈でした、ところがある日のことでした。友人とゴルフに行きその後地元に戻ってお酒を酌み交わした後に麻雀をすることになり、その最中に経験したことのない頭痛と目眩に胸の痛みを覚えました。

その時は少しの休憩で事なきを得ましたが、心配になり翌日病院に行くと「血圧」「血糖」「尿酸値」「肝数値」「血中脂質」etcのほぼ全ての頭に「◎高」が付いてまして、医者にこっぴどく叱られま



した。今までは健康診断の結果に一応目は通していたのですが、あまり気にもせず問題ないだろうと勝手に思っていました。5〜6年前まで遡つての結果を改めて見直してみると、あらゆる検査項目で5段階評価の数字で3〜4「※要精検査」が多いことに気づきました。とりわけ世間では「130」を超えたら高血圧の仲間入りで、気を付けた方がよい、それ以上の数値が日常的になったら直ぐにでも降圧剤を飲んだ方がよいなどと言われま

すが、それまでの私は、例えば血圧なんていうのは上の数値が年齢+100迄、下の数値が年齢+50までは何ら問題や心配はいらないと聞いたことがありますのでそのくらいのつもりでいりましたが、ある日医者に勧められて腕にはめて24時間血圧が計測出来る器具を取り付けて結果を見たところ、瞬間最高血圧が何と「248」を記録していました。それでも意地と根性で薬は飲みたくないと思っていた自分に周りは絶対に飲まなきゃだめだと諭され最後は「自分一人の身体じゃないのだな」と深く認識して観念しました。それまでは、しばらくは薬ではなくあらゆるサ



プリメントを飲み続けていましたが、種類も数も多くなり朝はサプリメントで満腹になってしまうほどで、そのうちにどれが何に効いているのかも解らなくなり一度全てを辞めてみました。今では、朝食はアボカドサラダに玉子焼きと減塩み

そ汁と納豆にオクラを混ぜたりして味付けには黒酢とえごま油などをかけて最後はヨーグルトで締め、米や麺類などの炭水化物は極力摂らないようにしています。身体の内側はだいぶ改善されましたが、肩・腰・膝痛に交互に悩まされて、それらが治まってきたかなと思つたら今度は坐骨神経痛に悩まされ、週一度の全身マッサージと週2〜3回の高周波治療と整体に鍼治療を続けていますが中々完治するというまでには至っておりません。そろそろ前期高齢者を迎える歳が近づいてきておりますが、気のおけない仲間との偶のゴルフや旅行に麻雀や酒席が楽しい

昨今です。今後まだまだもうしばらくの間は日頃から健康状態に留意して元気で楽しい日常を送りたいと思います。



いいね！

イ - ネンチョウ

e - 年調

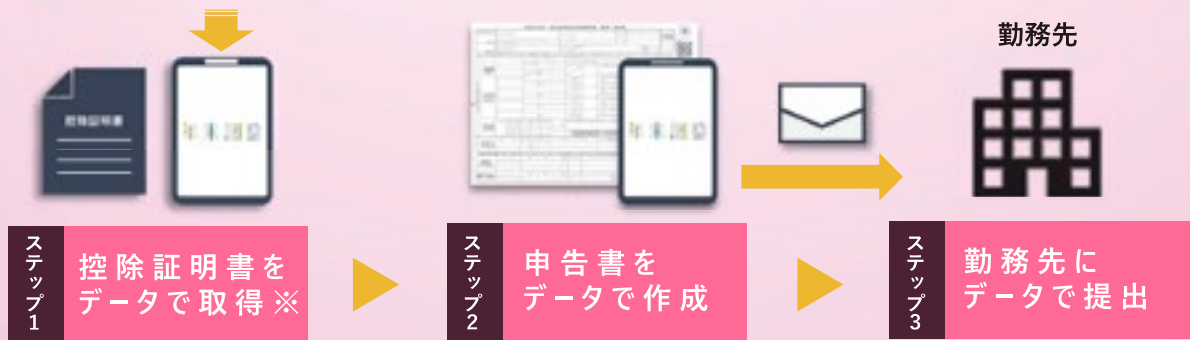
～もう書類は必要ありません～

年末調整 手続の電子化

年末調整手続の電子化とは・・・

給与所得者（従業員）が給与等の支払者（勤務先）に提出する年末調整に関する申告書をデータにより提出することを言います。控除証明書等もデータにより提出することができます。

手続きの流れ（かんたん3ステップ）



※ 控除証明書のデータは、当該控除証明書の発行主体から取得してください。
年末調整電子化は、勤務先による受け入れ環境の整備が必須となります。環境が整備されているかは、事前に勤務先にご確認ください。

電子化のメリット

従業員にとって

- ①マイナポータルを利用して控除証明書を1回の操作でまとめて取得！
- ②控除証明書が申告書に自動転記！
- ③申告書の控除額はソフトで自動計算！
- ④紙での手続き（作成・提出）が不要！

勤務先にとって

- ①申告書様式の入手や配布が不要！
- ②従業員から提出された申告書の控除額や添付書類の確認作業が削減！
- ③提出された申告書の給与システムへの手入力が不要！
- ④申告書（紙）の保管場所が不要！

国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

本リーフレットに関する詳細は国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>





従業員の方へe-Taxによる 確定申告の周知をお願いします

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力いただきありがとうございます。

国税庁では税務署に出向かなくても自宅から確定申告ができる、e-Taxの普及に努めています。

従業員の方が**医療費控除**や**ふるさと納税**などで確定申告される際は、ぜひ自宅からのe-Taxをご利用いただくよう、下記の事項について、従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知、食堂等の従業員が集まる場所への掲示等を行っていただきますようお願い申し上げます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>

さあ、自宅でe-Tax !!

e-Taxの 5つのメリット



←自宅からのe-Taxの
詳細はこちら

税務署への持参
不要

印刷・郵送代
不要

添付書類
提出不要
※一部の書類は除きます

確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

給与所得の確定申告がさらに簡単に !!

令和5年分以降の確定申告において、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、お勤め先から税務署にe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報を、確定申告書の該当項目に自動で入力できるようになります。



確定申告に必要な書類や申告手順など、確定申告に関する様々な情報を国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」に掲載しています。



その疑問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス時間を除きます。



スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

2024.10.3 木曜日 Start
New
年末調整

(令和6年分)

▼以下の項目についても公開中

所得税の確定申告

(令和5年分)

消費税の確定申告

(インボイス制度含む)(令和5年分)

所得税の定額減税

(令和6年分)

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

Step 1

相談内容を選択



Step 2

相談のしかたを選択

- ・メニューから選択
- ・文字で入力する



相談をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報の[リンク](#)をクリック

- ・チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
- ・画面は年末調整に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

税理士会 だより



関東信越税理士会 越谷支部
副支部長 佐藤 孝明

災害と個人の税務

公益社団法人越谷法人会の皆様には、日頃より大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。

梅雨の末期の大雨、台風による大雨など、自然災害が毎年のように発生しています。

今回は災害と個人の税務について所得税を中心に取り上げてみたいと思います。

1. 申告等の期限に対する取扱

災害により被害を受けたときは、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を所轄税務署長に提出し、承認を受けることにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

2. 納税に対する取扱

災害により財産に被害をうけたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申請書」を所轄税務署長に

提出し、承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。「猶予」であり「免除」ではないということに注意が必要です。

3. 税額計算等の取り扱い

(1) 所得税法

① 雑損控除（所得税法72条）

所得控除の一つです。対象となる資産は「生活に通常必要な資産」です。

次のいずれか多い金額を控除することができます。

ア 損失額ー所得金額の10分の1
イ 損失額のうち災害関連支出の金額ー5万円

その年分で雑損控除として引き切れない場合は、翌年以後3年間の繰越が認められています。（所得税法71条）

② 被災事業用資産の損失の金額の必要経費算入等

ア「棚卸資産」や「事業用の固定資産」の災害による損失の金額

その年分の事業所得の計算上、必要経費に算入します。

その年分の事業所得より損失額が大きい場合は、「損益通算」により他の所得から控除できます。

「損益通算」してもなお控除しきれない場合は翌年以後3年間の繰越控除ができます。白色申告でも3年間の繰越控

除が可能です。（所得税法70条）

イ「山林」の災害による損失の金額

その年分の山林所得の計算上、必要経費に算入します。

その年分の山林所得より損失額が大きい場合は、「損益通算」により他の所得から控除できます。「損益通算」し

てもなお控除しきれない場合は翌年以後3年間の繰越控除ができます。白色申告でも3年間の繰越控除が可能です。（所得税法70条）

ウ「生活に通常必要でない資産」の災害による損失の金額

その年分又は翌年分の譲渡所得の金額の計算上、控除すべき金額とみなします。（所得税法62条）

③ 住宅借入金等特別控除の適用期間の特例等（措置法41条34項）

従前家屋について一定の条件を満たす場合には災害により居住の用に供することができなくなつた年以後も継続して適用することができます。

被災者生活再建支援法適用者が家屋の再取得等をしたときは、従前家屋と再取得等した家屋について重複して適用することができますが、控除額については一定の調整があります。

(2) 災害減免法

災害によつて受けた住宅や家財の損失の金額（保険金などにより補填される金額を除く。）がその時価の2分の1以上で、かつ、災害にあつた年の所得金額の合計が1,000万円以下のときに、その損失の金額について雑損控除の適用を受けない場合には、災害減免法によりその年の所得税の軽減または免除を受けることができます。災害減免法による軽減又は免除と所得税法の雑損控除はどちらかの選択になります。

災害があつた場合の個人の税務について主だったものを紹介させていただきました。簡略して要点のみを紹介させていただいていることをご容赦願えればと思います。

今のところ私自身、災害を経験したことはありませんが、「いつまでもあると思うな親と金、ないと思ふな運と災難」と言つたりもします。いつどこで災害が発生するかわかりません。災害に対する備えをすることと同時に、もし万が一災害に遭つてしまった場合には、税務上も措置があることを思い出しただけであればおもしろい。

最後になりますが、公益社団法人越谷法人会及び会員の皆様の益々のご発展並びにご健勝をご祈念申し上げます。

事業報告



R6.7.23 決算期別説明会(三郷) 講師:中井真人税理士



R6.7.19 決算期別説明会(越谷) 講師:熊崎智文税理士



R6.7.28 女連協東部ブロック事業 SAMのダレデモダンス



R6.7.25 決算期別説明会(八潮) 講師:村川大志税理士



R6.8.19 組織・福利厚生合同委員会 左写真:山田福利厚生委員長挨拶 右写真:須賀組織委員長挨拶



R6.8.26 正副会長会議 左写真:越谷税務署 宮澤署長ご挨拶 右写真:中島会長挨拶



R6.9.2 研修委員会 神戸委員長挨拶



R6.8.23 松伏支部公開講演会・会員交流の集い 程田支部長挨拶



R6.9.6 第2回理事会（加入勧奨目標設定） 左写真：越谷税務署 宮澤署長ご挨拶 右写真：中島会長挨拶



R6.9.12 事務局担当者会議 中島会長挨拶



R6.9.6 サイバーセキュリティーセミナー（理事会時開催）



R6.9.17 広報委員会 伊藤委員長挨拶



R6.9.13 女性部会役員会 林部会長挨拶



R6.9.18 越北支部役員会 松崎支部長挨拶



R6.9.17 八潮支部役員会 市川支部長挨拶



R6.9.20 職場のマナー研修 講師：渡部真由美氏



R6.9.19 越中支部役員会 吉野支部長挨拶



R6.10.8 在職老齢年金研修会 講師：國枝大介氏



R6.9.25 越南支部役員会 新井支部長挨拶



R.6.10.3 全法連全国大会（鹿児島大会）

金融機関幹部・支部顧問税理士と法人会役員の懇談会 R6.10.18 (金)



越谷税務署 宮澤署長ご挨拶



越谷法人会 中島会長挨拶



懇親会の様子



キャッシュレス納付説明会の様子

県税からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です。

8月にお送りした納付書により、納期限(12月2日/月)までに忘れずに納付してください。

個人事業税は、スマートフォン決済アプリ(PayPay、au PAY、d払い、楽天ペイ、PayB、ファミペイなど)から納税通知書の「eL-QR」を読み取って納付することができます。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。

なお、自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の、窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。



納税は、安全・便利・確実な口座振替で!

個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和7年度からご利用いただけます。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課(電話048・830・2664)へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税(URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>)」をご覧ください。

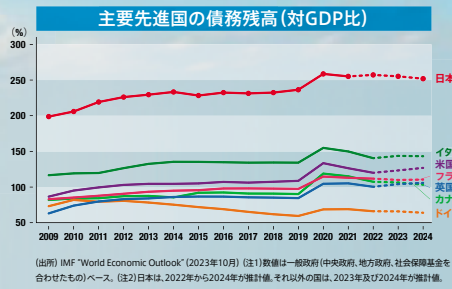
意見広告

法人会からの提言

「金利のある世界」が到来 新たな財政再建目標の策定を!



中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月19日開催の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。



令和7年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳入改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄おうとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2. 企業への過度な保険料負担の抑制

- 中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられる。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隼より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- 今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信任の程度が高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在を發揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。
- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
 - (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
 - (3) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなければ、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
 - (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
 - (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

- 政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。
- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
 - (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年をわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会若年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、「健康経営」を柱とした企業の活力向上もたらしめ、さらには税収の増加、適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。健康経営はNPO法人健康経営協会の登録団体です。



提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



越谷法人会よりインターネットセミナーのご案内

越谷法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます
<https://www.koshigaya-houjinkai.or.jp/>

越谷法人会 検索で検索いただけます

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID: ●●●●●● パスワード: ●●●●●● ログイン

ID・パスワードは 会員ID:hj0529 パスワード:4488

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め 成功事例から学ぶ！
昇給・増益マネジメント<前編>

NBCコンサルタンツ株式会社 専務取締役
紅本 亘

お勧め スーパードライ物語

元アサヒビール株式会社常務取締役マーケティング本部長
田中 晃

お勧め ハラスメント講座

株式会社フンスウィル 代表取締役
尾花 彰

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW “フェムテック”を理解して 多様な組織作りに役立てる	木川 誠子	23分	一般経営	NEW 「人的資本経営」を実現するための 10のポイント(後編)	中平 次郎	41分
	自ら考え、動き出す 今どきの若手の育て方	石田 祐一郎	65分		NEW コミュニティ経営のすすめ(3) 生命体としての組織への理解	金野 美香	33分
	金星コミュニケーション	田中 知子	28分		あなたの会社、 廃業を考えていませんか？ ～社長必見！「あとつぎ探し」のポイント～	松木 秀一郎	43分
	自ら考え、動き出す 今どきの若手の育て方	石田 祐一郎	65分		経験者が語る本当の事業承継	関根 壮至	55分
	Z世代との接し方に困っている 40代、50代へ 育て方と メンタルを前向きに保つヒント	夏目 えみ	43分		事例に学ぶ 中小企業「成功の方程式」	西川 靖志	38分
法律	労働問題で足をすくわれない 経営を目指して	米澤 章吾	61分	税務・財務 経理	基礎からわかる「インボイス制度の 概要と電子帳簿保存法のポイント」 令和5年度制度改正 対応版	川口 宏之	107分
ライフスタイル 健康	どすこいトリビア(2) 力士の給料事情	田中 知子	7分		初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
	犯罪者に狙われにくい 生活のコツ 第5回 身近なリスク	森 雅人	5分	ここがポイント！ 就業規則の作り方	野澤 直子	25分	
	写真が楽しくなる フォトコミュニケーションのススメ	洲上 真由	32分	人事労務 基礎講座	野澤 直子	45分	

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは越谷法人会事務局まで **TEL:048-989-4488**



段ボールケース
各種包装資材一式

松崎紙工株式会社

取締役社長 松崎 義一

本 社 工 場 埼玉県越谷市下間久里1325番地 〒343-0045 T E L (048)975-2222 F A X (048)975-7722

土地・建物・倉庫・工場・資材置場

御用命は

(有) 協 和 商 事

代表取締役 高橋正美

越谷市袋山1384

☎975-0614 FAX976-8776

E-mail info@kyowa-shoji.jp



造園・土木・設計・施工・管理

株式会社 深野造園

知事許可(特)第7057号

代表取締役

深野 秀 樹

〒343-0025 埼玉県越谷市大沢1-13-11

一級造園施工管理技士

TEL.048-977-4128 (代) FAX.048-977-4114

携帯.090-3060-1417

E-mail. kkfukano@apricot.ocn.ne.jp

URL. http://www.fukano-zouen.jp



☆会社名・代表者名・所在地等のご変更が
ございましたら事務局宛てご連絡ください。

公益社団法人越谷法人会

〒343-0845 越谷市南越谷 1-2934-2

TEL:048-989-4488 FAX:048-989-4489

http://www.koshigaya-houjinkai.or.jp/

電機機器製造販売



有限会社 サナイ

代表取締役 山上 博愛

越谷市東大沢 3-1-11

電 話 976-0321(代)

F A X 976-0332



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
 1971年に創設されました。
 想いをつないで50年。
 これからも会員のみなさまと共に歩み、
 企業保障の大きな傘で
 会員のみなさまをお守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社
 埼玉南支社/埼玉県川口市本町4-1-8
 (川口センタービル5F) TEL 048-224-9412

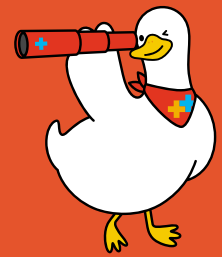
AIG AIG損害保険株式会社
 埼玉支店/埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54
 (富士火災大宮ビル) TEL 048-641-4050

資産形成と保障のハイブリッド

ツミタス 見通しのきかない未来に、堅実で柔軟な安心を。

特長1 増やす
 将来に向けた資金を確実に増やすことができます。
 ⚠️ 保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

特長2 備える
 万が一のときの死亡保障に加え、介護保障にも備えられます。
 ※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。



選ぶ 将来、必要な保障にあわせてご希望のコースを選択できます

介護 **死亡** **医療** **年金**

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

無告知で 加入時も、将来コースを選択する際も、健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中の場合はお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。

◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受
 保険
 会社

Afiac アフラック

埼玉総合支社 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル
 法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
 ※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
 お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



AFアツ課-2024-0319-2409011 7月12日

経営者のみなさん、会社の就業規則を見直していますか？

何年も変更せず放置していると、そのうち**大やけど**しますよ
就業規則で会社を守りましょう

当事務所の就業規則
 服務規律条文は**95項目**、懲戒条文は**106項目**と多方面にわたります。
 令和時代に対応する**携帯電話やSNS、外ツウ**の取り扱い、**ハラスメント**にも対応しております。

★越谷法人会会員様 先着10社様 就業規則無料診断★

こちらへお送りください

就業規則研究所
 大塚労務管理事務所

☎ info@sr-otuka.jp
 TEL: 048-982-3300

